

各指定児童発達支援センター長 様
各指定児童発達支援事業所管理者 様
各指定放課後等デイサービス事業所管理者 様

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長

子ども安全安心対策事業（送迎用バスへの安全装置の設置）の追加協議に係る所要額調査の提出について（重要）

日頃から、本道の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記について、こども家庭庁支援局障害児支援課から、別添のとおり本事業の追加協議に係る所要額調査について依頼がありました。

本事業については、令和5年5月23日付け障福第799号道通知において、所要額調査が提出されていた車両のみを対象としておりましたが、こども家庭庁から予算の範囲内で事業の追加協議を実施する旨示されたことから、全ての事業所において、新たに本事業への申請をされたい場合には、次のとおり提出をお願いします。（前回に所要額調査を提出してから新たに安全装置の装備が義務付けられた車両を購入した、前は辞退したが改めて申請し直したい等。）

なお、こども家庭庁から、来年度の本事業については、令和6年度中に開設した事業所の車両のみを対象とする方針であることを確認しており、今回申請しない場合、既存の事業所における安全装置の設置費用については自費負担となる予定です。

また、今回、所要額調査を提出しない（補助金を希望しない）場合も、その旨を振興局社会福祉課事業指導係に対し報告願います。

記

1 提出様式

【法人名を記入してください】 子ども安全安心対策費事業 所要額調書（追加協議）

2 提出先

各（総合）振興局社会福祉課事業指導係

3 提出期限

令和5年11月30日（木）厳守

4 留意事項 ※必ず一読願います。

- （1）今回提出がない場合、追加協議の対象となりません。
- （2）令和5年4月1日から令和6年3月31日までに安全装置を設置するものが対象です。
- （3）令和5年9月20日付け子家第787号道通知「令和5年度（2023年度）こども安心・安全対策支援事業（障害児通所支援事業所分）に係る補助金の交付申請について」により、交付申請を行っている車両については、対象外です。
- （4）所要額調書の作成に当たっては、国からの事務連絡及び記載要領をよく読んで作成してください。特に、義務化（補助）の対象となる車両要件の確認について十分留意してください。
- （5）本事業の対象となる車両については「児童福祉法の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」（令和4年12月28日付け厚生労働省通知）第三の2のとおりです。

(6) この補助金は、国から北海道に交付される補助金をもとに、北海道から各事業所に補助を行います。今回の所要額調査の提出をもって、補助が決定するものではありません。具体的な申請手続等については、別途ご連絡します。

5 添付書類

- (1) 「子ども安全安心対策事業の追加協議について」(令和5年11月6日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)
- (2) 「子ども安全安心対策事業の実施について」(令和5年5月18日付けこ支障第7号こども家庭庁支援局長通知)
- (3) 「令和5年度(令和4年度からの繰越分)障害者総合支援事業費補助金(子ども安全安心対策事業分)の国庫補助について」(令和5年8月17日付けこ支障第58号こども家庭庁支援局長通知)

○連絡先

障がい児支援係

TEL 011-206-8269 (直通)

メール hofuku.kodomokatei@pref.hokkaido.lg.jp